

## 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫は、今後、お客様と新たに保証契約を締結する場合、また、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

（本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。）

- [経営者保障に関するガイドライン](#) 
- [経営者保証に関するガイドラインQ&A](#) 

以 上